

福岡県公報

平成19年5月9日
第 2 6 7 4 号

目 次

告 示 (第951号—第962号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 1
道路の供用の開始	(道路維持課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 3
市の字の区域及び名称の変更	(地 方 課) 3
市の字の区域及び名称の変更	(地 方 課) 4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用の開始	(道路維持課) 5
公 告		
落札者等の公示	(高度情報政策課) 5
公安委員会		
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課) 6
雑 報		
消防設備士試験の実施	(消防防災安全課) 9

正 誤

目次 (平成19年4月19日号外) 中正誤 9
政治団体の平成17年分収支報告書の要旨の一部訂正 (平成19年4月福岡県選挙管理委員会告示第37号) 中正誤10

告 示

福岡県告示第951号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 集
- 2 区域の所在地 京都郡苅田町大字集
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と4号を町道城南・火葬場線に沿って結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地 番	標柱番号
京 都	苅 田	集	丸山	2738番9地先道路敷	1号
			前	2756番1	2号
				2759番	3号
			徳宝	2713番7地先道路敷	4号

福岡県告示第952号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人観光福祉フレンドシップ協会
- (2) 代表者の氏名
吉川 道雄
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区大岳4丁目8番6号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者・高齢者が安心して、気軽に観光ができる社会を実現するために、利用する側の視点に立った、観光サービス活動を行うこと、更には利用する側への心からの対応が可能な人材の教育・育成により「だれでも、いつでも、どこへでも」をモットーに観光という人類にだけ与えられた贈物を享受できるよう寄与することを目的とする。

福岡県告示第953号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	飯塚線 大野城	糟屋郡宇美町宇美5丁目3716番8先から 同郡同町宇美5丁目3714番2先まで

福岡県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡線 直方	前	宮若市長井鶴192番2先から 同市長井鶴203番9先まで	7.2 ～ 12.6	170.4
			後	同上	11.3 ～ 38.0	170.4
直方	県道	宮田線 小竹	前	宮若市宮田3653番1先から 同市宮田3216番1先まで	6.8 ～ 37.0	404.2
			後	同上	10.3 ～ 37.0	404.2

福岡県告示第955号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人嘉穂劇場

(2) 代表者の氏名
伊藤 英昭

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市飯塚5番23号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、我が国の伝統的な文化を継承する劇場の活用をはかり、地域と結びついた演劇活動の活性化と育成をめざし、地域文化の形成に寄与するとともに、地域の人々と一体化した各種の文化活動の拠点として、講演、研究活動、参加型芸術活動、伝統芸能の伝承などをとおして地域の活性化をはかることを目的とする。

福岡県告示第956号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	浮 羽 石 川 内 線	前	八女郡矢部村大字北矢部 2031番1先から 同郡同村大字北矢部2029番 1先まで	4.6 ～ 10.2	223.5
			後	同上	20.0 ～ 26.0	223.5

福岡県告示第957号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所
みやま市山川町河原内字イモジ2322の1、2322の2、2323の1、2323の2、2324、2325、2326の1から2326の3まで、2327から2329まで、2330の1、2330の2、2331の1、2331の2、2332から2344まで、2330の3・2331の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第958号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊前市長から豊前市の字の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、豊前都市計画事業赤熊南土地区画整理事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻 生 渡

次の区域を字青豊とする。

大字	地番
赤熊	682の1、684の1、685の1、697、698、699の5、700の1、701、1095の2、1109の1、1109の2、1109の4、1110の1、1110の2、1111の1、1111の2、1112の1、1112の2、1113の1、1113の3、1113の4、1115、1116の1、1116の2、1117、1118の1、1118の2、1119、1120、1122から1126まで、1128の2、1128の4、1128の5、1131、1132の1、1132の2、1133から1135まで、1136の1、1137、1138の1、1139の1、1140の1、1141の1、1141の2、1142から1150まで、1152から1155まで、1161、1162、1166の1、1168、1171、1172の1から1172の4まで、1179の1、1180の1、1182、1193、1195の1、1196
吉木	400、401の1、401の2、402、403の1、403の2、406から410まで、411の2、412から414まで、415の2、416の2、417から420まで、421の2、448の1、449、452の1、454の1、455の1、456、457、458の1、458の2、459の1、460から463まで、465、467から470まで、474の2、475、476、479の1、479の2、480の2、480の3、481の4、483の1、485の2、486の1、486の2、487の2、488の1、488の2、493、497の3、506、507の1、508、510、511、514、515、517から519まで、521、523、524の1、524の2、525の1、526、527の1、527の2、528、530、531の1、531の2、532の1、532の3、533の1、533の7、534の1、535の1、537の4
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部	

福岡県告示第959号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、行橋市長から行橋市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、長井第二地区の土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字長井字水町に編入する。

大字	字	地番
長井	陣山	528の一部
	原口	658 - 1

丸尾	772の一部、773の一部
尾ノ花	890の一部、891の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字水町676、682に隣接する道路である公有地の一部	

2 次の区域を大字長井字山田に編入する。

大字	字	地番
長井	水町	715の一部、717の一部、718
	丸尾	745、746、749から752まで、767から770まで、772の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

3 次の区域を大字長井字笹尾に編入する。

大字	字	地番
長井	水町	699の2の一部、703の一部、704の一部、709の一部
	丸尾	771、772の一部、773の一部、774の1、774の2、775
	小原	874の1の一部、874の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字笹尾778に隣接する水路である公有地の全部		

4 次の区域を大字長井字小原に編入する。

大字	字	地番
長井	笹尾	776の一部

5 次の区域を大字長井字尾ノ花に編入する。

大字	字	地番
長井	水町	666の1の一部、667の一部、682の一部
	山ノ神	934
	大熊	1121の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

福岡県告示第960号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市鹿毛馬字烏尾21、20の1（次の図に示す部分に限る。）、字牧龍276の46、276の5（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字烏尾20の1・21・字牧龍276の5・276の46（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	久留米 基 山 線 筑紫野	前	筑紫野市大字原田1347番先から 同市武藤5丁目160番先まで	29.2 ～ 90.0	5,460.0
			後	筑紫野市大字原田1342番1先から 同市武藤5丁目144番1先まで	29.2 ～ 90.0	

福岡県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年5月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	久留米 基 山 線 筑紫野	筑紫野市大字原田1342番1先から 同市武藤5丁目144番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年5月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
ふくおかガガビットハイウェイ運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県企画振興部高度情報政策課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
九州通信ネットワーク株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
185,988,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

福岡県公安委員会告示第137号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成19年5月9日

福岡県公安委員会

- 1 受講対象者
平成19年3月16日から同年3月30日までの間、福岡県警察警備員教育センターにおいて実施した講習区分ごとに事前登録を行った者（以下「事前登録者」という。）
- 2 講習の区分、期日、時間及び受講定員
- (1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員
第12回	平成19年7月25日（水）から同年7月27日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、最終日の講習については午後4時35分までとし、その後、修了考査を実施する。）	30名
第13回	平成19年8月1日（水）から同年8月3日（金）までの間		30名
第14回	平成19年8月6日（月）から同年8月8日（水）までの間		30名
第15回	平成19年8月20日（月）から同年8月22日（水）までの間		30名
第16回	平成19年8月27日（月）から同年8月29日（水）までの間		30名
第17回	平成19年9月3日（月）から同年9月5日（水）までの間		30名
第18回	平成19年9月10日（月）から同年9月12日（水）までの間		30名
第19回	平成19年10月1日（月）から同年10月3日（水）までの間		30名
第20回	平成19年10月15日（月）から同年10月17日（水）までの間		30名
第21回	平成19年10月22日（月）から同年10月24日（水）までの間		30名
第22回	平成19年11月12日（月）から同年11月14日（水）までの間	30名	

- (2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員
第7回	平成19年7月30日(月)から同年7月31日(火)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで (ただし、最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。)	30名
第8回	平成19年8月16日(木)から同年8月17日(金)までの間		30名
第9回	平成19年9月13日(木)から同年9月14日(金)までの間		30名
第10回	平成19年9月27日(木)から同年9月28日(金)までの間		30名
第11回	平成19年10月11日(木)から同年10月12日(金)までの間		30名
第12回	平成19年10月25日(木)から同年10月26日(金)までの間		30名
第13回	平成19年11月2日(金)及び同年11月5日(月)		30名
第14回	平成19年11月19日(月)から同年11月20日(火)までの間		30名

(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員
第2回	平成19年8月9日(木)から同年8月10日(金)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで (ただし、最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。)	30名
第3回	平成19年8月30日(木)から同年8月31日(金)までの間		30名
第4回	平成19年9月20日(木)から同年9月21日(金)までの間		30名
第5回	平成19年10月4日(木)から同年10月5日(金)までの間		30名
第6回	平成19年10月18日(木)から同年10月19日(金)までの間		30名
第7回	平成19年10月31日(水)から同年11月1日(木)までの間		30名

第8回	平成19年11月8日(木)から同年11月9日(金)までの間	30名
-----	-------------------------------	-----

(4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

回数	講習期日	講習時間	定員
第3回	平成19年8月23日(木)から同年8月24日(金)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで (ただし、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。)	30名
第4回	平成19年9月6日(木)から同年9月7日(金)までの間		30名
第5回	平成19年9月18日(火)から同年9月19日(水)までの間		30名
第6回	平成19年9月25日(火)から同年9月26日(水)までの間		30名
第7回	平成19年10月9日(火)から同年10月10日(水)までの間		30名
第8回	平成19年10月29日(月)から同年10月30日(火)までの間		30名
第9回	平成19年11月6日(火)から同年11月7日(水)までの間		30名
第10回	平成19年11月15日(木)から同年11月16日(金)までの間		30名

3 講習場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

4 受講申込要領等

講習期日を指定して受講を希望する者を対象に、次のとおり事前に電話により希望する講習期日の申出を受けることとする。

なお、特に講習期日の希望がない者は、電話による申出は必要としないので注意すること。

(1) 講習期日の指定を希望する事前登録者

ア 講習期日の指定を希望する者は、下表1に掲げる警備業務の区分ごとの申出期間内に、福岡県警察警備員教育センターに設置する

受講期日指定専用電話 (093 - 381 - 2627)

に架電し、氏名、希望する講習等を申告したのち、下表2の受講申込期間内に受講申込申請を行うこと。

イ 講習期日の希望の申出については、上記受講期日指定専用電話以外での取扱は一切行わない。

本件に関する質疑等は下記7(2)に従い問い合わせること。

ウ 講習期日の希望の申出は、各区分及び各講習ごとに定員になり次第に締め切るため、希望する講習期日の指定ができない場合があり、その場合は、他の講習期日を選択するか、下記4(2)により受講申込申請を行うこと。

なお、一旦希望の申出をして特定された講習期日の変更は、原則として認めない。

表1

区分	申出期間	時間
1号	平成19年5月28日から同年5月30日までの3日間	午前9時から 午後6時 までの間
2号	平成19年5月31日から同年6月1日までの2日間	
3号	平成19年6月4日から同年6月5日までの2日間	
4号	平成19年6月6日から同年6月7日までの2日間	

表2

申込期間	申込時間
平成19年6月11日(月)から平成19年6月21日(木)までの間	午前9時から午後6時 までの間
福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。	

(2) 特に講習期日の希望がない事前登録者

上表2に掲げる申込期間内に、受講申込申請を行うこと。

(3) 受講申込場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(4) 受講申込みに必要な書類

受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(以下「講習規則」という。)別記様式第1号)1通

6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(5) 受講申込方法

受講申込みの際には、必要書類(前記(4))及び手数料を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申込みを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

5 講習受講手数料

(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

23,000円

(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

14,000円

(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

14,000円

(4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

10,000円

受講申込み時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習等に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日午前9時00分から午後6時まで、

- ア 最寄りの警察署
- イ 福岡県警察警備員教育センター（電話093 - 381 - 2627）
（受講期日指定申出期間（上記4(1)の表1）を除く。）
- ウ 福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（092 - 641 - 4141（内線3033））
に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、申込み場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成19年5月9日

財団法人消防試験研究センター 理事長 白谷 祐二

- 1 福岡地区における試験種類、実施試験会場、実施年月日
甲種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

試験地	実施試験会場	実施年月日
福岡	太宰府市五条3 - 11 - 25 福岡経済大学	平成19年7月22日（日曜日） 午前10時から

（注）福岡地区では、甲種特類の試験を実施いたしません。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考		
					上	下				
									正	誤

- 2 北九州地区における試験種類、実施試験会場、実施年月日
甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

試験地	実施試験会場	実施年月日
北九州	北九州市八幡西区自由ヶ丘1 - 8 九州共立大学	平成19年8月5日（日曜日） 午前10時から

- 3 受験申請期間及び受験申請先

受験申請期間	受験申請先	摘要
平成19年5月17日から 平成19年6月1日まで	福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館 3階 (財) 消防試験研究センター福岡県支部	午前10時 から 午後4時 まで

郵送は、平成19年6月1日までの消印のあるものに限る。

郵便番号 812 - 0034 福岡市博多区下呉服町1 - 15 ふくおか石油会館3階

(財) 消防試験研究センター福岡県支部

- 4 受験願書等の配置場所
(財) 消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

- 5 問い合わせ先
(財) 消防試験研究センター福岡県支部 電話 092 - 282 - 2421

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・4・18	2667	選挙管理 委員会告 示	37	7			19		福岡県選挙管理委員会告示第58号	福岡県選挙管理委員会告示第37号
19・4・19	号外①	目次		1	○		17		行政経営企画課	行政経営務課